

今月の相談事例（12月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

従業員から、年末処理や賃金の未払い、職務分担などについて、説明だけでなく条件の提示を執拗に迫られたとき、事態を収束させてくれる機関があると聞きましたが、どこでどのようなことをしてくれるのか教えて下さい。

【アドバイス】

労使間の問題を収束させる手段の一つとして、静岡労働局や静岡県社会保険労務士会で開催される個別労働紛争の解決手続きを利用する方法があります。

各機関へ相談し、助言・指導を受けても解決しない場合、他の紛争解決機関の紹介や、「あっせん」に移行することになります。

■ あっせんとは ■

紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

○ 紛争当事者の間に、公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入る。

○ 双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には、両者に対して、事案にもう自他具体的なあっせん案を提示する。

■ 対象となる紛争 ■

○ 解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更などの労働条件に関する紛争

○ いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争

○ 会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争

○ 募集・採用に関する紛争

○ その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争 など

■ 対象とならない紛争 ■

○ 労働組合と事業主の間の紛争や労働者と労働者の間の紛争

○ 裁判で係争中である、又は確定判決が出ているなど、他の制度において取り扱われている紛争

○ 労働組合と事業主との間で問題として取り上げられており、両者の間で自主的な解決を図るべく話し合いが進められている紛争 など

労働者と経営者のトラブルは増加傾向にあります。裁判を起こして解決するには1年ほどの期間と弁護士費用が掛かります。そのため、裁判以外の方法、つまり話し合いによって解決する制度（裁判外紛争手続）により裁判より負担が少なく解決することができます。精神面でも裁判と比べ、非常に楽に済ませられる制度です。裁判外紛争手続を利用することにより、弁護士ではなく特定社会保険労務士に依頼することで、費用の負担を減らすこともできます。また、あっせんは、申し立てした側とされた側で争うものではなく、和解による解決に向けて話し合いが行われるものなので、裁判に比べると利用しやすい制度と言えます。

この手続きの代理行為を特定社会保険労務士である三浦が行えますので、当事務所にご相談ください。

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）